三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　佐賀県武雄市山内町大字犬走字森三二九七の一、三二九七の三、三三〇二、三三〇七、三五二九、三五三〇、三五三一の二、三五三三、三五三四の一、三五三五、三五三六、三五三八、三五三九の一、三五四六の一、三五四七、三五四八、三五五二の二、三五五四、三五五七、三五五九、三五六〇、三五六一の二、三五六一の三、三五六四から三五六七まで、三五六八の一、三五七〇の一、三五七一、三五七三、三五七六の一、三五七六の二、三五七九の四から三五七九の九まで、三五七九の一二、三五八二の一、三五八二の二、三五八三、三五八七、三五九〇、三五九二の四、三五九二の一、三五九二の二、三五九五の一、三五九九の一、三六〇二の一、三六〇二の二、三六〇三の一、三六〇三の二、三六〇六、三六〇六の三、三六〇八から三六一〇まで、三六一二から三六一四まで、三六一五の一、三六一五の二、三六一六、三六一七の一、三六一七の二、三六二二、三六二五、三六二七の二、三六三二、三六三三の一、三六三四から三六三七まで、三六四九の五、三六五一の一、三六五一の二、字蓮和三八七七の一から三八七七の三まで、三八七八、三八八三から三八八五まで、三八八七、三八八八、三八八九の一、三八九〇の二、三九〇〇、三九〇六、三九一四、三九一六、三九一七、三九二〇から三九二二まで、三九二三の三、三九二五の一、三九二六の一、三九二七の二、三九二八の一、三九二九の一、三九三〇の二、三九三〇の四から三九三〇の六まで、三九三一の一、三九三一の二、三九三二、三九三五の一、三九四二の一、三九四四、三九四五、三九四七の一、三九四八、三九五二、三九五三、三九五三の二、三九五四の一、三九五五の一、三九五六の三、三九五七、三九五八、三九六六の一、三九六九の四、三九七一、三九七四の一、三九七五の一、三九八一の一、三九八四、三九八五の一、三九八七の二、三九八八の一から三九八八の四まで、三九九〇、三九九一の一、三九九一の五から三九九一の七まで、四〇〇三、四〇〇四、四〇〇六の一、四〇一〇、四〇一二、四〇一三の一、四〇一三の三、四〇一五の一、四〇一五の二、四〇一六、四〇二〇、四〇二二の二、四〇二三、四〇二七の二、四〇二七の三、四〇三一の一、四〇三二、四〇三五から四〇三八まで、四〇三九の一、四〇四〇の一、四〇四〇の二、四〇四二、四〇四五、四〇五七の一、四〇五七の二、四〇六一、四〇六五の一、四〇六五の二、四〇六九の一、四〇六九の二、四〇七三の二、四〇七三の三、四〇七三の五、四〇八四の一、四一一〇から四一一二まで、四一一四、四一一六、四一一七、四一二〇の三、字中郷四三七六の二、四三八七の二、四三八八の一、四三八九の二、四三九六の一、四四二〇、四四二二、四四二六の一から四四二六の三まで、四四二七の一から四四二七の三まで、四四二八、四四二九の一、四四三四、四四三五、四四三六の一、四四三八、四四三九の二、四四四一の一、四四四一の三、四四四三の一、四四四三の二、四四四四の一、四四四四の二、四四四四六の一から四四四六の三まで、四四四九、四四五二、四四五六、四四五七の一、四四五七の二、四四五七の四、四四五八、四四五九の一から四四五九の三まで、四四六八の二、四四六九、四四七五の一、四四七六、四四七九の一、四四七九の二、四四八一の二、四四八三の一、四四八九の一、四四八九の二、四四九二、四四九三の一、四四九五の一、四四九五の二、四四九六、四四九七、四四九八の一、四四九八の二、四四九九の一、四五〇六の一から四五〇六の三まで、四五〇八の一、四五〇八の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市厳木町広瀬字篠の坂六三八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　佐賀県武雄市武雄町大字武雄字四十九重四二六九の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　佐賀県三養基郡みやき町大字簀原字深底四八〇七の九八から四八〇七の一〇二まで、四八〇七の三四七、字鐘突五二一八のイ

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及びみやき町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正